《第1回クラブ運営スタッフ等研修会（7月19日実施）でのご質問につきまして》

【ご質問内容（アンケートより）】

「都民参加型、シニアスポーツの助成を受けていますが、こちらは助成金なので消費税は関係ないのでしょうか。また江東区からもイベントの委託で消費税別途いただいています。このような場合どうなるのでしょうか。」

【回答】

インボイス制度による影響の有無については、その取引が課税対象かどうかによって決まります。

まず、都体協から地域スポーツクラブへの都民参加事業・シニアスポーツ振興事業の補助金につきましては、「何かをしてもらった対価として支払われるもの」「見返りを求めて支払われるもの」ではないため、課税対象ではない（不課税）と都体協では考えております（税理士確認）。

次に、江東区さんからイベントの委託で消費税を別途もらっているとのことですが、こちらにつきましては、委託内容により課税対象になるのかどうか決まるため、江東区等に確認をしていただければと思います。

そのお金がどういう内容のやり取りなのかという考え方によって結論が変わってくる部分もありますので、各地域スポーツクラブで納税される地域の税務署へ直接、どのような考え方をされるのかを確認していただくのが一番確実だと思います。